

森林所有者の皆様方へ！！

新たな造林補助制度に

平成24年度から造林補助制度が大幅に改正されます。

今までの「森林施業計画」にかわり、今後森林の施業を行う場合、団地内でまとまりをもった「森林経営計画」の作成が求められております。

造林補助事業に取り組む方だけでなく、団地内の森林所有者全体で「森林経営計画」の作成を行う必要があり、森林の多面的機能の十分な発揮を目指し、持続的な森林経営の確立へのご理解をお願いします。

※造林事業を実施する方はもちろんのこと、施業の予定のない方も経営委託書（森林組合より送付済）に署名、捺印のうえ、早急に作州かがみの森林組合に提出してください。

用紙が届いてない方、詳しいこと、ご不明な点は左記にてお問合せ下さい。

作州かがみの森林組合

電話(0888)52-2563

電話(0868)54-0233

上齋原支所 電話(0866)(8)44-2003

富支所 電話(0867)57-2116

鏡野町役場産業観光課

電話) 08680(8854-2987

平成24年度から国の事業で、青年の就業意欲の喚起と就業後の定着を図るため、就業前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就業直後（5年以内）の所得を確保する給付金を支給する新たな制度が創設されます。

岡山県が認める岡山県農業大学校や先進農家・先進農業法人等で研修を受ける就農者は、最長2年間、年間150万円の給付を受けることができます。

給付者の主な要件は次のとおりで
*他の要件もあります。

(1)就農予定時の年齢が原則45歳未満であること

(2) 独立・自営就農又は雇用就農を目指すこと

(3)生活保護・求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

新規就農される方に、農業を始めから経営が安定するまで最長5年間、年間150万円を給付します。
(平成24年度に限り、平成20年4月

農林水産省HP

http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.htm

役場産業観光課

電話 08680-4512987

以降の就農者も申請給付対象となる
予定です。）

給付者の主な要件は、次のとおりです。***他の要件もあります。**

(1) 独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満であること

(2)独立・自営就農であること
(自ら作成した経営開始計画に即

して主体的に農業経営を行っている状態を指します。）

(3) 鏡野町内の集落・地域等において話し合いによって作成する地域農

業マスタープランへ位置づけられること（もしくは、位置付けられること）

(4) 生活保護など、生活費を支給すること

と 国の他の事業と重複受給でないこ

（注意）準備型・経営開始型いずれも一定の条件を満たさなくなつ

た場合には、返還あるいは給付の停止措置が取られます。詳しく

くは農林水産省のホームページをご確認ください。

例えば…経営開始型では、給付金を除いた本人の前年所得合計が250万円を超えた場合給付停止となります。

花美人の里プレオープン準備のため臨時休業させていただきます。
ご不便おかけしますがご了承いただきますようお願いいたします。

奥津温泉花美人の里

電話 (0868) 52-0788